

子どもの命を守るのはあなたです



自転車に子どもを乗せるときのルール



正しい乗り方を守ろう

基本的なルール

子どもを乗せて自転車を運転できるのは **16歳以上!**

自転車の幼児用座席には、**小学校に入学する年の3月31日までの子どもが乗車可能**

子どもを2人乗せる場合は、**運転者のための乗車装置と2つの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造や装置を有する幼児2人同乗用自転車が必要**

(道路交通法第57条第2項・福岡県道路交通法施行細則第11条)

※ **自転車は車道通行が原則、歩道は例外です。車道では左側を通行しましょう!**

できる乗り方



前または後にひとり



おんぶ
おんぶするときはおんぶひもなどで確実に背負う



おんぶと
前または後にひとり



前と後に
1人ずつ

できない乗り方



だっこ



運転者が
16歳未満



運転者を含めて
4人乗車



子どもを乗せて自転車を運転するときの注意事項

自転車乗車用ヘルメットを着用する



運転者も子どもも命を守る

ヘルメットを着用すること

自転車の交通事故で亡くなった方のうち

約5割が頭部に致命傷を負っています

ヘルメットを着用し、あごひもをしっかり締めましょう

運転中の転倒事故に注意する



速度を落とし、運転に集中すること

段差がある場所や子どもの急な動きなどバランスの乱れなどが交通事故につながります
急なアクシデントに対応できる安全な速度で走行しましょう

停車中の転倒事故に注意する



停車中は子どもから目を離さず、

自転車から離れないこと

駐輪場の緩やかな傾斜・子どもの動き

ハンドルに荷物をぶら下げるなどの

要因が転倒事故につながります

停車中も子どもから目を離さないようにしましょう

子どもを自転車に乗せるとき



自転車はしっかりと固定して、

子どもを乗り降りさせるとき

は転倒に注意すること

自転車に子どもを乗せるときや降ろすときは

バランスを崩しやすいため**自転車を固定した状態**で行いましょう

子どもの命を守るのはあなただけ、常に安全運転を心掛けましょう



福岡県警察・福岡県交通安全協会

